

令和6年3月1日

「価格転嫁の円滑化に関する協定」の更新について

(1) 協定の概要

令和5年2月17日、県、国の地方機関、経済団体、労働組合、金融機関により締結。(埼玉県に続き、全国で2例目)

○協定参加機関・団体(全13団体)

大分県、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、厚生労働省大分労働局、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分経済同友会、大分県中小企業家同友会、大分県トラック協会、日本労働組合総連合会大分県連合会、大分県銀行協会

○協定の有効期間

<現行>令和6年3月31日 → <更新後>令和7年3月31日

(2) 協定の成果

- ・大分県実施の「23年秋の500社訪問調査」によると、『価格転嫁を全部又は一部実施できた』と回答した企業の割合が67.1%(23年春63.8%)に改善。
- ・一方、『実施できていない』と回答した企業も19.7%(23年春22.5%)。
- ・パートナーシップ宣言の構築宣言企業数は485社。(令和6年2月26日現在)九州では福岡県に次ぐ第2位。

(3) 協定の更新に係る署名式

- ・日時：令和6年3月13日(水)13時30分～14時
- ・場所：大分県庁 本館 第一応接室

担当：商工観光労働企画課 遠山・堀 (内線3214) 097-506-3215
--

